

別記第2号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号		
様 利用者負担額減免通知書 長洲町長		
年 月 日付けで申請のあった利用者負担額の減免について、次のとおり決定したので通知します。		
子どもの氏名		
入所施設 (事業所)名	減免の可否	可・否
減免期間	年 月 ~ 年 月	
減免後 利用者負担額	月額	円 (減免前利用者負担額 円)
減免しない 理由		

(教示)

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に長洲町長に対して審査請求をすることができます。

この通知書による処分の取消しを求める訴えは、この処分を受けた日の翌日から起算して6月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。